高浜町獣害防止柵設置事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、獣害防止柵設置にかかる資材購入費（電牧器本体のみも対象）を補助することで、有害鳥獣による農物の食害等を防止することにより農家の耕作意欲の高揚を図ることを目的とし、高浜町補助金等交付規則（平成１５年高浜町規則６号。以下「補助金規則」という。）及び本要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）電気柵等　有害鳥獣被害防止のための電気柵、トタン、ワイヤーメッシュ又は同等とみなされるものとし、原則として５年以上の使用に耐えられるものをいう。

（２）金網柵　有害鳥獣被害防止のための金属製の網目構造を有したフェンス上のもの又は同等とみなされるものとし、原則として１５年以上の使用に耐えられるものをいう。なお、電気柵を複合的に設置する場合、電気柵は原則として５年以上の使用に耐えられるものをいう。

（３）交付申請者　農家組合長又は同等とみなされる代表者

（補助金の交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、電気柵等又は金網柵（以下「獣害防止柵」という。）の設置に要する経費で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア　有害鳥獣から農産物及び耕作地を保全することを目的とすること

イ　町内に住所を有して農業経営を行い、当該年度中に獣害防止柵を町内に設置する者であること

ウ　農産物の囲い込みを目的としたものであること

エ　周辺の環境に悪影響を与えないものであること

（補助金の額）

第４条　補助対象事業費は施工延長に第２項に掲げる１ｍ当たり上限額を乗じて得た金額と獣害防止柵設置資材購入に要した経費の実支出額とのいずれか低い額とする。

２　補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）第２条第１号に規定する補助金の補助対象事業費は１ｍ当たり２，４００円を限度額とし補助対象事業費の３分の２以内とする。

（２）第２条第２号に規定する補助金の補助対象事業費は１ｍ当たり９，６００円を限度額とし、補助対象事業費の３分の２以内とする。ただし、総額で３６０，０００円を限度とする。

３　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　交付申請者は、獣害防止柵設置事業補助金交付申請書（様式第１号）に別表に掲げる書類を添えて、町長に事前に提出しなければならない。なお、申請可能期間は、当該年度の4月1日から11月末日までとする。

（交付決定）

第６条　町長は前条の規定による申請を受けたときは、審査の上当該交付申請者に対し補助金等交付決定通知書（様式第２条）を交付するものとする。

（補助事業の変更）

第７条　交付申請者は、補助事業の内容を変更する場合においては、獣害防止柵設置事業計画変更承認申請書（様式第３号）により、町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（事業費の２０％以内の増減）は、この限りでない。

２　町長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認められるものについて、補助金等変更交付決定通知書（様式第４号）により、当該交付申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第８条　交付申請者は、獣害防止柵の設置完了後、獣害防止柵設置事業完了報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）領収書または請求書の写し（購入資材の内訳が分かるもの）

（２）設置位置図・見取図

（３）金網柵設置調書

（４）収支決算書

（５）設置完了点検申請書(施工業者依頼の場合のみ)

（６）納入資材写真

（７）設置完成写真

（８）その他必要な書類

（補助金の確定）

第９条　町長は、前条の完了報告書を受けたときは、申請内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第６号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（実施検査）

第１０条　町長は、必要に応じ業務執行の状況を随時検査するものとする。

（補助金の交付請求）

第１１条　補助金は、交付申請者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

２　交付申請者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて町長に請求しなければならない。

（１）補助金確定通知書の写し

（２）その他町長が必要とする書類

３　町長は、前項の請求書を受けたときは、その日から３０日以内に補助金を交付申請者に支払うものとする。

（補助金の還付等）

第１２条　補助金交付の指令を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、町長は、補助金交付の指令を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずるものとする。ただし、町長が適正であると認めた場合はこの限りではない。

（１）この要綱に違反したとき

（２）補助金交付の条件に違反したとき

（３）獣害防止柵の設置方法が不適当と認めるとき

（４）補助金を受け設置した獣害防止柵を、耐用年数以内に廃棄したとき

（５）補助金を受け設置した獣害防止柵を、耐用年数以内に他に流用したとき

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成４年５月６日から施行する。

附　則

この告示は、平成８年８月１５日から適用する。

附　則

この告示は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 交付申請書添付書類 |
| 電気柵等 | （１）見積書の写し  （２）設置位置図・見取図  （３）収支予算書  （４）その他必要な書類 |
| 金網柵 | （１）見積書の写し  （２）設置位置図・見取図  （３）金網柵設置調書  （４）収支予算書  （５）設置完了点検申請書(施工業者依頼の場合のみ)  （６）その他必要な書類 |